

現 場 説 明 書

業 務 名 浅虫いるか作業道（林業専用道規格相当）調査設計業務

履行場所 青森県青森市大字浅虫
字馬場山地内

東 北 森 林 管 理 局
青 森 森 林 管 理 署

1. 業務概要について

本業務は、第7次施業実施計画における計画路線である。

林道浅虫（市管理）から分岐し、420林班た2小班を目指し、木材の効率的な搬出のため施工予定している浅虫いるか作業道の新設調査設計業務である。

2. 業務内容について

(1) 内容

浅虫いるか作業道（林業専用道規格相当）新設工事に係る調査設計業務

(2) 位置

起点：林道浅虫（市管理）起点 ～ 終点：高森山国有林420ね1林小班

(3) 延長

調査設計業務延長：L＝600m

(4) 数量

調査設計業務数量については、工種別数量内訳書及び公表用設計書のとおり

3. 業務の留意点について

(1) 測量

測量時の刈払いは、必要最小限にすること。

入林の際は、管轄森林事務所に連絡すること。

(2) 設計

施工上の注意点等を記載し、参考資料等がある場合は添付(カタログ・写真)すること。

(3) 関係法令等

保健保安林（民地）

青森県立自然公園第2種特別地域 浅虫森林公園

4. 資料等

(1) 示方書、参考文献等

名称	編者・著者・発行所
林道技術基準及びその解説	日本林道協会
森林土木構造物標準設計	日本林道協会
森林土木木製構造物施工マニュアル	日本治山治水協会、日本林道協会
森林土木法規集	(株) 林土連研究社
林道設計要領	東北森林管理局 森林整備課
林道積算資料	東北森林管理局 森林整備課

(2) 貸与資料

貸与資料名	部数	備考

5. 打合せ等（設計協議）について

林道調査設計業務特記仕様書のとおり

今回の調査設計については、民地も関係するため関係機関との打ち合わせも見込んでいる

6. 提出書類について

発注者が指定した様式とするが、様式のないものについては、受注者において様式を定め提出するものとする。

7. 成果品について

(1) 成果品納入後といえども、誤り、不備が発見された場合は速やかに処理すること。

(2) 調査現場・特記仕様書に疑義が生じた場合は、監督職員と協議すること。

8. 資材関係について

本調査業務で使用する損料、資材等の種類、品質、規格、寸法等については、下表のとおとする。

名 称	規格・寸法	備 考
ライトバン時間損料	排気量1500CC	採用単価 局の公表資料による (R7.3,1)
ガソリン	レギュラー	採用単価 物価資料による 2025年2月号（青森県）

林道調査設計業務特記仕様書

(適用)

第1条 この特記仕様書は、「森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書」(以下「標準仕様書」という。)でいう「特記仕様書」で、次条に示す業務に適用する。

(業務区分と数量等)

第2条 林道の路線測量及び調査設計業務の区分と数量等は、「数量内訳書」によるものとする。

(提出書類)

第3条 標準仕様書に定める提出書類の様式は、東北森林管理局が別途定める林道設計要領によるものとする。

(管理技術者)

第4条 受注者は、設計業務等における管理技術者を定め、発注者に通知しなければならない。

(照査技術者及び照査の実施)

第5条 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。

2 照査技術者は、業務完了にともなって報告書に署名押印を行うものとする。照査報告書は、業務成果品とともに、管理技術者が監督職員に提出するものとする。

また、業務の中間段階において、監督職員の指示により照査状況の確認を受けなければならない。

3 本業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼ねることはできない。

(設計条件)

第6条 設計条件は、業務数量内訳書の林道の種類区分に適合する構造規格によるものとする。

2 新設工事に係る調査設計業務については、3路線以上を比較検討することとし、それを設計協議の資料とすること。また、改良工事等の構造物設計については、他の工法との比較検討を行うこととし、それを設計協議の資料とすること。

ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。

(調査等業務に関する一般事項)

第7条 業務の実施に当たっては、標準仕様書及び本特記仕様書によるもののほか、「林道規程」「林道技術基準」「森林整備保全事業設計積算要領」「林道設計要領(東北森林管理局)」及びこれらに関連する図書等によるものとする。

(打合せ等(設計協議))

第8条 打合せ等(設計協議)は、新設工事に係る調査設計業務については、業務着手時に1回、路線選定終了時に1回、概略設計終了時に2回、成果物納入時に1回の計5回を標準とし、改良工事と災害工事(橋梁設計を除く)に係る調査設計業務につ

いては、業務着手時に1回、概略設計終了時に2回、成果物納入時に1回の計4回を標準とする。業務に関する打ち合わせ記録は、「林道調査設計業務打合せ・協議記録簿」により受注者が行い監督職員に提出するものとする。

なお、業務着手時、成果品納入時には管理技術者が立ち会うものとする。

(報告書作成)

第9条 設計条件、設計検討の結果、平面、縦断、横断の設計の経緯、その他設計項目についてまとめるものとする。

(成果品の提出)

第10条 提出する成果品は、別紙-1「成果品内訳書」に定めるものとするが、これと異なる場合は、監督職員と協議するものとする。

(電子納品)

第11条 本業務は、電子納品対象業務とする。ただし、受注者がやむを得ない理由により紙により提出を希望する場合は、受発注者間で協議の上、決定する。

電子納品とは、調査、設計などの各段階の最終成果を電子成果品で納品することをいう。ここでいう電子成果品とは、林野庁「森林整備保全事業電子納品ガイドライン令和4年1月」(以下、「ガイドライン」という。)に基づき作成されたものを指す。

2. 電子成果品は、「ガイドライン」に基づいて作成し、電子媒体及び電子媒体納品書を提出する。

3. 「ガイドライン」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、決定するものとする。

4. 電子成果品については最新の国土交通省「電子納品チェックシステム」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを行い、ウイルスが検出されていないことを確認した上で提出するものとする。

5. 事前協議チェックシートに基づいた内容について監督職員と協議すること。

(検査)

第12条 検査は、成果品について設計図書に示す条件に適合しているか、どうかについて実施するものとする。

検査には、管理技術者が立ち会わなければならない。

(三者会議の開催)

第13条 本業務は、業務の完了後において、工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、受注者及び当該工事の施工者の三者で構成し、工事目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う三者会議の設置対象業務となることがある。

2 受注者は、発注者から三者会議への出席要請があった場合は、協力するものとする。

3 三者会議の資料作成及び出席に要する費用については、別途、当該工事の施工者から支払を受けるものとする。

(業務管理)

第14条 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の

効率化を図る情報共有システムの活用対象業務である。

2 情報共有システムの活用は、別添の「森林整備保全事業の工事並びに調査、測量、設計及び計画業務における受発注者間の情報共有システム実施要領」によるものとする。

3 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、これに協力しなければならない。

4 費用（登録料及び使用料）は、以下のとおり各業務の費用に含まれる。

ア 地質調査業務については業務管理費

イ 測量業務については間接測量費

ウ 解析等調査業務、設計業務及び計画作成等業務については間接原価

（公共測量の取扱い）

第15条 本業務において、基準点（電子基準点、三角点、水準点等）を複数使用する可能性のある測量を実施する場合は、測量法（昭和24年法律第188号）第5条第1号及び第2号の規定に基づく測量（以下「公共測量」という。）に該当するものであるか国土地理院に確認することとし、公共測量に該当するとなった場合には、直ちにその旨を監督職員に報告するものとする。

また、発注者が行う公共測量の手続きに必要な書類作成については、必要に応じて森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書（平成29年3月30日付け28林整計第380号林野庁長官通知）第2編測量業務等標準仕様書（以下「測量業務標準仕様書」という。）第2123条の規定によるものとし、測量業務標準仕様書第2124条の規定により、契約変更を行うものとする。

別紙－1

成果品内訳書

成果品の内訳書として、

1. 作成図面として下記に掲げる図面を成果品として納入すること。

- ・位置図
- ・平面図
- ・縦断面図
- ・土工標準図
- ・横断面図
- ・各種構造図
- ・拡幅図
- ・林業作業用施設横断面図
- ・その他必要な図面（作業仕組図、用地図等）

2. 共通事項として、下記の書類を納入すること。

- ・設計説明書
- ・数量内訳書
- ・土工数量計算書
- ・路盤工数量計算書
- ・各種数量計算書
- ・流量計算書（排水施設がある場合）

3. 保安林の作業許可が必要な場合については、下記の書類等を作成し納入すること。

- ・標準横断面図 1/20
- ・事業計画図 1/1000（着色）
- ・事業位置図 1/50000（着色）
- ・現況写真（100m毎）
- ・土量計算書
- ・保安林作業許可面積計算書

4. 調査設計業務で作成した野帳類も納入すること。

5. 上記1～4について一式を報告書（A4判）として、納入すること。